

2019.08.29  
コチ コンサルティング

8月27日付で、中華人民共和国人力資源社会保障部から“各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団人力資源社会保障庁（局）”宛に『日中社会保障協定実施に関する通知』が発表されました。

これにより、日中社会保障協定に対する中国側の解釈や具体的な運用方法が明らかになってまいりましたので、留意点をご報告いたします。

- 『日中社会保障協定実施に関する通知』全文 <https://cochicon.com/3232.html>

※日本語対訳は8月30日に上記URLに掲載いたします。（日本語概訳は2,3頁目を参照ください）

### NAVI ①

#### 一、「協定」の主な内容

##### (2) 日本で社会保険料の納付免除が適用される中国人

1. 派遣人員。中国領土に字要所を持つ雇用主に雇われ、雇用関係に基づき、その雇用主によって日本領土に派遣されて働く人員を指す。

派遣人員の解釈が明確に示されました。日中双方とも、雇用契約のある法人から他方へ派遣されている人員を指すとしています。一部に、中国国籍の人員に関して、中国側が養老保険の免除を実施しないのではないかと危惧されましたが、雇用契約締結法人の登記国が派遣元国となることが再確認されました。ただし、二重加入は禁止措置ではありませんので、各社ごとに判断となります。

参考：メルマガVol.169 Q3.日本からの中国国籍出向者（派遣員）はどうなりますか？

<https://cochicon.com/wp-content/uploads/mailmagazine/HRNaviVol169.pdf>

### NAVI ②

#### 二、「協定」に基づく社会保険料納付免除管理方法

##### (1) 日本で社会保険料の納付免除が適用される中国人の「保険加入証明書」管理弁法

3. 部社保センターが申請情報を審査する。条件に合う場合は、7営業日以内に加入証明書を発行し、申請者に郵送する。条件に合わない場合は、理由を説明する。補足資料が必要な場合、通知する。

中国法人に雇用されている方の日本派遣の場合の中国側での“免除申請”の方法が明確になりました。申請後7日以内に受理通知が送付されることになりました。受理不可の場合の補充書類、不可理由も通知されます。

### NAVI ③

#### 二、「協定」に基づく社会保険料納付免除管理方法

##### (2) 中国で社会保険料の納付免除が適用される日本人の管理方法

2. 在中日本人が「保険加入証明書」を提出できない場合、各地の社会保険料取扱機関は「中華人民共和国社会保険法」及び「中国国内で就労する外国人の社会保険加入暫定弁法」（人力資源社会保障部令第16号）の規定に基づき、中国の社会保険に加入するように促さなければならない。
3. 「協定」が規定する納税免除となる基本養老保険を除いて、在中日本人は社会保険法及び第16号の規定に基づいて、中国のその他の種類の社会保険に加入しなければならない。

日本から中国へ派遣される人員の免除手続きに関わり、

- ・免除申請ができない場合は、法規に則り適正に社会保険に加入しなくてはならない
- ・今回の協定で加入免除対象である“職工養老保険”以外の保険は法に則り正確に納付しなければならないことが強調されています。

**【上海における対応】**

上海等、現在外国人の社会保険加入は任意であるとの認識がある地域における対応が課題となっていますが、現段階での社会保険加入手続きは不要と思われます。

**根拠**

- ・ 上海市の社会保険局窓口の申請指南パンフレットには、上海市では社会保険加入は香港・アモイ・台湾同胞および外国人の社会保険加入は任意であるとの解釈の根拠となっている“38号文”が手続き根拠法として挙げられている。
- ・ 日本に先駆け二国間協定を締結済みの国は10か国を超えているが、免除申請を実施している人員に関する情報はなく、上海市における外国人の社会保険加入は任意との認識で運用されている。
- ・ 社会保険監査に入られた場合、外国人の社会保険不加入に関して指摘されるケースは希少。指摘されたケースも抗弁の結果、加入免除となっている。

ただし、上記『日中社会保障協定実施に関する通知』は、社会保障部から各地の社会保障局へ通知されていることから、今後の上海市等での対応からは目が離せません。日本側での適応証明書取得はご推奨します。

(現段階での即時提出は控えるべきと思われます。)

**『日中社会保障協定実施に関する通知』**

[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zhuanti/waiguorencanbao/sbsbhmxd/201908/t20190828\\_331980.html?from=singlemessage&isappinstalled=0](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zhuanti/waiguorencanbao/sbsbhmxd/201908/t20190828_331980.html?from=singlemessage&isappinstalled=0)

※以下、日本語概訳

中国、日本両国の相手国で働く人員が、社会保険料を二重に納付する問題を効率的に解決するため、両国は2018年5月9日に、「中華人民共和国政府及び日本国政府社会保障協定」(以下、「協定」という。)に正式に署名した。「協定」が順調に実施されるように、当部と日本の主管機関は、2019年4月18日に「中華人民共和国政府と日本国政府の社会保障協定の実施に関する行政協議」(以下、「行政協議」という。)に署名した。双方は、「協定」と「行政協議」が2019年9月1日に正式に発効することに合意した。「協定」と「行政協議」の実施を確実に保証するため、関連問題について以下の通り、通知した。

**一、「協定」の主な内容****(1)相互免除保険種類範囲**

中国は従業員基本養老保険、日本は国民年金(国民年金基金以外)と厚生年金(厚生年金基金除く)。

**(2)日本で社会保険料の納付免除が適用される中国人**

1. 派遣人員。中国領土に事業所を持つ雇用主に雇われ、雇用関係に基づき、その雇用主によって日本領土に派遣されて働く人員を指す。
2. 航海する船舶の従業員。中国船舶の旗を掲げる船舶に雇われた人員、および通常中国の領土に住んでいて、日本船舶の旗を掲げる船舶に雇われた人員を指す。
3. 航空機の従業員。中国領土の事業主に雇われ、国際線の航空機で働く人員を指す。
4. 外交領事機関の人員、公務員。外交領事機関の人員とは、「外交関係に関するウィーン条約」と「領事関係に関するウィーン条約」で定義された関係者を指す。公務員とは、中国が日本の領土に派遣して働く公務員および中国の法律の規定に基づいて同等に扱われる人員を指す。
5. 例外。中日両国の主管機関または取扱機関は、特定の人員または人々に対し、「協定」第五条から八条を例外として処理することに同意できる。その人員またはその種類の人員は、中日両国のいずれかの法律の規定に管轄されることが条件である。
6. 随行配偶者と子女。派遣者、公務員、例外者の随行配偶者や子女は、日本の国民年金(国民年金基金以外)の納付を免除され、社会保障協定の実施に関する法律上の要求を満たすことが条件である。しかし、配偶者と子女が申請しなければならず、前記規定は適用されない。

～次頁に続く～

～前頁続き～

(3)中国で社会保険料の納付免除が適用される日本人

中国で社会保険料の納付免除が適用される日本人は、中国人の第1類から第5類の適用者と同じ条件である。

(4)派遣者の社会保険料納付免除期間

派遣者の最初の納付免除期間は最長で5年である。派遣期間が5年を超える場合は、日中両国の主管機関又は取扱機関の同意を得て延長することができる。

(5)主管機関、取扱機関

1.主管機関:中国は人力資源社会保障部、日本は日本国民年金(国民年金基金以外)、厚生年金(厚生年金基金以外)制度を管理するいかなる政府機関である。

2.取扱機関:中国は人力資源社会保障部社会保険事業管理センター或いは同部が指定したその他の機関、日本は日本国民年金(国民年金基金以外)や厚生年金(厚生年金基金以外)を実施する保険機構又は協会。

## 二、「協定」に基づく社会保険料納付免除管理方法

(1)日本で社会保険料の納付免除が適用される中国人の「保険加入証明書」管理弁法

中国国内で、規定により既に従業員基本養老保険に加入していて、保険料を期限通りに満額支払っている人員は、以下の手順に従って、日本での社会保険料の納付を免除する申請を行う。

1.個人申請者は、「国家社会保険公共サービスプラットフォーム」のトップページにアクセスして、実名でユーザー情報を登録する。

サイトアドレス：<http://si.12333.gov.cn>。

個人申請者は国家のプラットフォームにログインし、「国外納付免除申請」サービスを選び、本人の詳細な申請情報をオンラインで記入し、保存して申請を行う。

2.派遣人員の国内派遣部門は、登録企業ユーザーを申請することができ、当企業の派遣人員のために申請情報を記入し、保存して申請を行う。

3.部社保センターが申請情報を審査する。条件に合う場合は、7営業日以内に加入証明書を発行し、申請者に郵送する。条件に合わない場合は、理由を説明する。補足資料が必要な場合、通知する。

4.部社保センターでは、申請者が紙の申請書類を郵送して提出した申請を受け付け、審査を通過した後、保険加入証明書を発行する。オンライン手続の流れは、部門ウェブサイトの「日中社会保障協定保険加入証明オンライン申請処理指南」を閲覧できる。

5.申請者は、日本の取扱機関に「保険加入証明書」を提出し、これに応じた社会保険料の納付免除を申請する。

(2)中国で社会保険料の納付免除が適用される日本人

1.在中日本人は、社会保険納付地の社会保険料取扱機関に、日本取扱機関が発行した「保険加入証明書」を提出し、社会保険納付地の社会保険取扱機関が原本を審査し、写しを保管し登録を行う。情報を審査許可後に、「保険加入証明書」に規定される期限に基づき、社会保険料の納付義務が免除される。

2.在中日本人が「保険加入証明書」を提出できない場合、各地の社会保険料取扱機関は「中華人民共和国社会保険法」及び「中国国内で就労する外国人の社会保険加入暫定弁法」(人力資源社会保障部令第16号)の規定に基づき、中国の社会保険に加入するように促さなければならない。

3.「協定」が規定する納税免除となる基本養老保険を除いて、在中日本人は社会保険法及び第16号の規定に基づいて、中国のその他の種類の社会保険に加入しなければならない。

以上の規定は、「協定」が発効した日から施行される。各級の人的資源の社会保障部門はこの業務を非常に重視し、積極的かつ確実に推進して実行しなければならない。各地の社会保険取扱機関は、「二国間社会保障協定の保険加入証明書の作成に関するオンライン処理に関する事項の通知」(人社險センター函〔2019〕32号)の要求に基づいて、宣伝説明の業務をきちんと行い、社会保障協定の保険加入証明のネット手続を促すべきである。同時に、オンラインでの手続方式へのスムーズな移行を保証し、最大限に大衆の業務に便宜を図る。各地において、如実、迅速の原則に基づき、速やかに審査許可と免除関係手続を行わなければならない。審査の際は、関連情報を綿密にチェックし、未払いや虚偽を防止しなければならない。各地での実施中に問題が発見された場合、すぐに当部に報告していただきたい。